

1 選挙人名簿登録者数

選挙時登録については、次の日程で登録が行われた。

- ・被登録資格の決定の基準となる日

平成 27 年 11 月 4 日（水）（ただし、年齢は選挙期日により算定する。）

- ・登録を行う日

平成 27 年 11 月 4 日（水）

- ・縦覧に供する期間

平成 27 年 11 月 5 日（木）

平成 23 年大阪府知事選挙の選挙時登録から今回の同選挙の選挙時登録までの登録者数の推移は、次のとおりである。

登録日	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成 23 年 11 月 9 日 (知事選挙)	2, 133, 769	682, 524	4, 152, 908	155, 376	7, 124, 577
平成 23 年 12 月 2 日 (定時登録)	2, 133, 644	682, 308	4, 150, 096	155, 318	7, 121, 366
平成 24 年 3 月 2 日 (定時登録)	2, 133, 409	681, 984	4, 148, 170	155, 121	7, 118, 684
平成 24 年 6 月 2 日 (定時登録)	2, 133, 197	682, 158	4, 148, 147	154, 911	7, 118, 413
平成 24 年 9 月 2 日 (定時登録)	2, 137, 850	682, 693	4, 149, 933	154, 608	7, 125, 084
平成 24 年 12 月 2 日 (定時登録)	2, 138, 398	682, 833	4, 151, 549	154, 505	7, 127, 285
平成 24 年 12 月 3 日 (衆議院選挙)	2, 139, 506	682, 920	4, 152, 600	154, 573	7, 129, 599
平成 25 年 3 月 2 日 (定時登録)	2, 137, 929	682, 291	4, 148, 729	154, 288	7, 123, 237
平成 25 年 6 月 2 日 (定時登録)	2, 137, 548	682, 250	4, 148, 566	154, 203	7, 122, 567
平成 25 年 7 月 3 日 (参議院選挙)	2, 147, 592	684, 479	4, 167, 489	154, 852	7, 154, 412
平成 25 年 9 月 2 日 (定時登録)	2, 142, 901	682, 212	4, 150, 434	154, 395	7, 129, 942
平成 25 年 12 月 2 日 (定時登録)	2, 143, 434	682, 061	4, 150, 783	154, 012	7, 130, 290
平成 26 年 3 月 2 日 (定時登録)	2, 141, 003	681, 493	4, 148, 121	153, 454	7, 124, 071
平成 26 年 6 月 2 日 (定時登録)	2, 142, 265	681, 682	4, 148, 352	153, 371	7, 125, 670
平成 26 年 9 月 2 日 (定時登録)	2, 146, 766	681, 731	4, 149, 182	153, 152	7, 130, 831

登録日	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成 26 年 12 月 1 日 (衆議院選挙)	2, 148, 276	682, 057	4, 152, 970	153, 062	7, 136, 365
平成 26 年 12 月 2 日 (定時登録)	2, 147, 683	681, 859	4, 152, 223	153, 045	7, 134, 810
平成 27 年 3 月 2 日 (定時登録)	2, 147, 691	681, 492	4, 148, 890	152, 490	7, 130, 563
平成 27 年 4 月 2 日 (府議選挙)	2, 146, 741	681, 107	4, 150, 045	152, 447	7, 130, 340
平成 27 年 6 月 2 日 (定時登録)	2, 147, 656	680, 943	4, 148, 894	152, 270	7, 129, 763
平成 27 年 9 月 2 日 (定時登録)	2, 154, 413	681, 028	4, 148, 244	152, 036	7, 135, 721
平成 27 年 11 月 4 日 (知事選挙)	2, 156, 236	680, 947	4, 150, 331	152, 138	7, 139, 652

2 候 補 者

候補者の立候補届出の受付は、告示日（11月5日（木））に、正午までは、第3委員会室（府庁本館2階西側）、正午以降は、選挙管理委員会事務局（府庁本館5階南側）で、行った。

午前8時30分に受付を行った者は3名で、立候補の届出の受付順位を決定するくじを行い順次届出の受理を開始した。その後、法定の届出終了時間である午後5時までの間に届出もなく、最終的な候補者数は3名となった。

立候補届出状況は、次のとおりである。

届出順	氏 名	(通 称)	党 派
1	栗原 貴子	くりはら 貴子	無所属
2	松井 一郎		大阪維新の会
3	美馬 幸則		無所属

3 投 票

投票日当日の天候は、曇であった。

投票は、府内 1,784ヶ所の投票所で午前7時から一斉に開始され、投票率は最終的には 45.47%と、前回から 7.41ポイント減少し、知事選挙としては過去3番目に低い投票率となった。

なお、戦後行われた知事選挙の投票率を比較すると次のとおりである。

選挙 期日	昭和 22.4.5	昭和 26.4.30	昭和 30.4.23	昭和 34.4.23	昭和 38.4.17	昭和 42.4.15	昭和 46.4.11	昭和 50.4.13	昭和 54.4.8
投票率 (%)	59.93	73.50	68.28	70.76	69.99	55.22	63.06	66.27	63.31
選挙 期日	昭和 58.4.10	昭和 62.4.12	平成 3.4.7	平成 7.4.9	平成 11.4.11	平成 12.2.6	平成 16.2.1	平成 20.1.27	平成 23.11.27
投票率 (%)	60.74	56.65	49.68	52.27	53.24	44.58	40.49	48.95	52.88
選挙 期日	平成 27.11.22								
投票率 (%)	45.47								

4 開 票

開票は、即日開票で午後8時45分から午後9時20分までの間に府内72ヶ所の開票所で開始された。

また、開票速報について、午後10時を初回とし、以降開票終了時刻まで30分毎に発表を行った。開票事務は選挙期日の翌日の午前2時2分にすべて終了した。

なお、開票結果は次のとおりである。

投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率
3,205,802	3,161,323	44,479	1.39%

5 選挙公営

(1) 個人演説会

府内の公営個人演説会の会場は3,457ヶ所で、これらの施設を使用した個人演説会は78回であった。

(2) 選挙公報

選挙公報の掲載申請期間は告示日とその翌日であり、立候補者3名すべての者から掲載申請があった。

印刷部数	印刷日程	配付世帯数	市区町村選管への配付日
4,605,000	11月7日～ 11月8日	4,197,110	11月8日～11月9日

(3) ポスター掲示場

今回のポスター掲示場は、各投票区の面積及び平成27年6月2日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数により算出され、その総数は12,954ヶ所であった。

段及び区画の数については、前回の知事選挙における候補者数や事前の立候補予定者の動向等を

勘案し、平成 27 年 9 月 24 日に 2 段 10 区画と決定した。

(4) 政見放送及び経歴放送

政見放送の申込みは告示日（11 月 5 日）午後 5 時の締切りまでに、テレビ放送、ラジオ放送とも 3 人の候補者全員が行った。

政見放送の実施放送局及び放送回数は次のとおりである。なお、候補者 1 人につき 1 回の放送時間は政見放送 5 分 30 秒、経歴放送 30 秒の計 6 分であった。

放送局 区分	日本放送協会	テレビ大阪 (株)	読売テレビ 放送 (株)	大阪放送 (株)	計
テレビ	2	2	1	—	5
ラジオ	2	—	—	1	3
計	4	2	1	1	8

(5) 新聞広告

候補者は、選挙運動期間中に限り、いずれかの新聞に無料で 4 回、新聞広告を掲載することができる。今回の選挙では 3 人の候補者が各々 4 回新聞広告を行った。

その状況は、次のとおりである。

新聞社名 候補者名	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	計
栗原 貴子 (くりはら 貴子)	1	1	1	1	4
松井 一郎		1	2	1	4
美馬 幸則	1	1	1	1	4

(6) 選挙運動費用の一部公費負担

選挙運動用自動車の使用、選挙運動ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用については、当該候補者の供託物が没収されない限り、一定の限度額の範囲内において、府が負担することとなっている。

契約の届出及び負担の状況については次のとおりである。

① 契約の届出及び負担

区 分		契約届出者数	公費負担の対象者	公費負担額 (円)	
選挙 運動 用 自動 車	①一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	0	0	0	
	② ①以外の契約	車	2	2	520,200
		燃 料	2	2	112,288
		運 転 手	1	1	212,500

選挙運動用ビラ	2	2	3,147,000
選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスター	2	2	3,166,272

② 公費負担の対象と限度額

公 費 負 担 の 対 象			公 費 負 担 の 限 度 額	
選挙運動用自動車	1	A 一般運送契約 (タクシー等。自動車を運転手・燃料込みで借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	
	2 その他の契約	B 自動車借入れ契約 (自動車のみをレンタル)	各日について 15,300円	1の契約と2の契約は選択 (選挙運動期間中、同一の日において1及び2のいずれもの契約が締結されている場合、公費負担の対象となるのは、いずれか一方のみである。)
		C 燃料供給の契約	7,350円× 選挙運動の日数 (17日間)	
		D 運転手雇用の契約	各日について、 12,500円	
1	50,000枚以下の場合	単価＝7円30銭		
ピラの作成	50,000枚を超える場合 (限度枚数 300,000枚)	$\text{単価} = \frac{365,000 \text{円} + 4 \text{円} 88 \text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000)}{\text{作成枚数}}$ (1銭未満の端数は切上げ) ※300,000枚の場合は5円29銭		
のポスター作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(大阪府内のポスター掲示場数×2枚以内)を乗じて得た金額	$\text{単価} = \frac{557,115 \text{円} + 26 \text{円} 73 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ (1円未満の端数は切上げ)		

大阪府知事選挙ポスター作成(公営)限度額等

作成単価限度額 69円
 作成限度枚数(掲示場数×2) 12,954×2=25,908枚
 ポスター作成(公営)限度額 1,787,652円

6 明るい選挙の推進

(1) 違反の防止

告示日前における府内の政治活動用ポスターの掲示状況を踏まえ、立候補予定者及び政党等に対し、告示日中の撤去が必要である旨を告示日前に通知した。

(2) 声 明

知事選挙を目前に控えた 11 月 20 日には、明るくきれいな選挙の推進と有権者の自由な意思による投票参加を期待するとともに、有権者への期日前投票又は不在者投票への呼びかけを行うため、次の声明を発表した。

声 明

11月22日は大阪府知事選挙の投票日です。

有権者の皆様、選挙は民主主義の基盤をなすものであり、とりわけ地方選挙においては、主権者として暮らしに身近な政治に参加する最も重要な機会となっています。

過去の選挙では投票率が50%程度にとどまる状況が続いていますので、どうかこの選挙の重要性を一人一人が十分に認識され、棄権することなく、こぞって投票されるよう強く期待します。

平成27年11月20日

大阪府選挙管理委員会
委員長 池田 敏雄

(3) 臨時啓発の実施

臨時啓発事業の内容は次のとおりである。

なお、『さあ投票 選挙の主役はあなたです』を統一標語として各啓発事業に活用した。

臨時啓発事業概要

事業の種類	事業の概要	実施時期
ポスターの掲示	選挙期日・投票を呼びかけるメッセージ等を記載したポスターを府内の大学、百貨店、スーパー等に掲示するとともに、府及び府内市町村の庁舎等に掲示した。	11月5日～ 11月22日
懸垂幕の掲出	選挙期日及び選挙標語を記載した懸垂幕を作成し、府庁舎、市町村庁舎等に掲出した。(50ヶ所・51本)	11月5日～ 11月22日
デジタルサイネージによる啓発	公共交通機関等が設置するデジタルサイネージに啓発広告を表示して、投票参加を呼びかけた。	11月5日～ 11月22日
インターネットバナー広告	パソコン、スマートフォンにおけるインターネットポータルサイトの閲覧者をターゲットに、バナー広告を表示し、投票参加を呼びかけた。	11月5日～ 11月22日
動画サイトにおけるインターネット動画広告	動画サイトの閲覧者をターゲットに、動画広告を掲載し、投票参加を呼びかけた。	11月5日～ 11月22日
コンビニエンスストアレジスタ広告	大阪府内のコンビニエンスストアのレジスタ広告画面に啓発表示をするとともに、店内放送により投票参加を呼びかけた。	11月5日～ 11月22日
フェイスブックにおける広告	ニュースフィードに広告を掲載し、投票参加を呼びかけた。	11月5日～ 11月22日
ツイッターにおける広告	タイムラインに広告を掲載し、投票参加を呼びかけた。	11月5日～ 11月22日
アナウンスによる啓発	JRほか鉄道会社・百貨店等に対して、利用者への投票参加のアナウンスを依頼した。	11月5日～ 11月22日
大阪府のウェブサイトによる啓発	大阪府のウェブサイトトップページや選挙管理委員会の特設ページを活用し、選挙期日及び投票方法の紹介等を行った。	11月5日～ 11月22日
広報紙等への掲載による啓発	府及び市町村の広報紙等に選挙期日等の掲載を依頼した。	11月号

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
10月23日 (金)	-30	○諸用紙の配付	
10月28日 (水)	-25	○候補者への交付物の整備・点検 ○確認団体用交付物の整備・点検	
10月29日 (木) ～ 11月1日 (日)	-24 ～ -21		
11月2日 (月)	-20	○選挙人名簿縦覧場所の告示期限 ○立候補届出受付リハーサル及び証明物品の公開	市区町村 第3委員会室 午後2時
11月3日 (火)	-19	○不在者投票のための投票用紙等郵送開始	市区町村
11月4日 (水)	-18	○選挙人名簿の登録基準日及び登録日 ○選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○選挙運動に関する支出制限額の算出 ○ポスター掲示場の設置完了	市区町村
11月5日 (木)	-17	<div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 選挙期日の告示日 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙関係告示の施行 ○立候補届の受付期日 ○通称認定申請の受付・認定 ○選挙運動用証明物品の交付 ○立候補の届出について告示並びに市区町村選管等へ通知 (報道機関への周知) ○選挙公報掲載申請の受理開始 ○選挙立会人の選任届の受理開始 ○各種届出の受理開始 <ul style="list-style-type: none"> 選挙事務所の設置届・異動届 出納責任者の選任届・異動届 有給選挙運動員の届出 選挙運動用ビラの届出 ○選挙公営に関する契約届出及び確認申請の受理並びに確認書の交付開始 <ul style="list-style-type: none"> 選挙運動用自動車の使用 選挙運動用ポスターの作成 選挙運動用ビラの作成 	立候補受付場所 選挙運動用証明物品交付場所 正午まで第3委員会室 正午以降選管事務局 受付時間 午前8時30分 ～午後5時 選管事務局 選管事務局 府及び該当市町村 選管事務局 選管事務局 選管事務局

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
		<ul style="list-style-type: none"> ○確認団体に関する各種届出の受理等開始 （確認団体の届出、確認書の交付 確認団体の市区町村選管・府警本部への通知 確認団体証明物品の交付（自動車表示物、ポスター証紙） 確認団体の機関紙（誌）及びビラの届出 政談演説会開催の届出 政談演説会告知用立札・看板の証紙の交付 ○個人演説会（公営施設）の受付開始 ○個人演説会（非公営施設の使用）の開始 ○選挙人名簿の縦覧期日（告示日のみ） ○期日前投票場所の告示 ○政見放送の申込及び経歴書の提出期日 ○立候補者氏名のFAX送信（市区町村、府警本部等） ○氏名掲示掲載順序の決定 ○氏名掲示の作成 ○各候補者の政見放送の日時（順序）の決定及び放送局、候補者への通知 ○選挙啓発の開始 	<p>第4委員会室</p> <p>市区町村</p> <p>市区町村 市区町村 第4委員会室 午後5時まで</p> <p>市区町村 市区町村 監査室 午後6時30分</p>
11月6日 (金)	-16	<ul style="list-style-type: none"> ○期日前投票及び不在者投票の開始 ○期日前及び不在者投票記載場所の氏名掲示の開始 ○選挙公報掲載申請の受理期限 ○選挙公報掲載順序の決定 ○選挙公報の校正 ○点字の候補者名簿の配付開始 	<p>市区町村 市区町村 選管事務局 午後5時まで 第3委員会室 午後5時30分</p>
11月7日 (土)	-15	<ul style="list-style-type: none"> ○個人演説会（公営施設）の使用開始 ○選挙公報の印刷 ○点字・音声テープ版の各選挙公報の配付 	
11月8日 (日)	-14	<ul style="list-style-type: none"> ○期日前及び不在者投票者数集計（1回目） ○選挙公報の印刷・各市町村への配送開始 ○大阪市長選挙を知事選挙と同時に行う旨及び同時選挙の期日の告示 	
11月9日 (月)	-13	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙公報の各市町村への配送 ○不在者投票指定施設に選挙公報を送付 	
11月10日 (火) ～ 11月14日 (土)	-12 ～ -8		
11月15日 (日)	-7	<ul style="list-style-type: none"> ○期日前及び不在者投票者数集計（2回目） 	
11月16日 (月)	-6		

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
11月17日 (火)	-5	○投票所の告示期限 ○田尻町長選挙を知事選挙と同時に行う旨及び同時選挙の 期日の告示 ○投・開票速報リハーサル	市区町村 3階会議室
11月18日 (水)	-4	○郵便等による不在者投票用紙の請求期限	
11月19日 (木)	-3	○選挙立会人及び開票立会人の届出期限 ○選挙立会人の決定又は選任及び通知 ○開票立会人の決定又は選任及び通知	午後5時まで 監査室 午後5時30分 市区町村
11月20日 (金)	-2	○委員長声明の発表 ○政見放送の終了期限 ○選挙公報の世帯配布期限 ○期日前及び不在者投票者数集計（3回目）	
11月21日 (土)	-1	○期日前投票及び不在者投票の期限 ○期日前及び不在者投票者数集計（4回目）	
11月22日 (日)	0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">選 挙 期 日</div> ○投・開票 ○投・開票速報の受信 ○開票結果報告の受理、点検 ○投・開票結果調の作成	3階会議室
11月23日 (月)	1	○選挙会の開催 ○当選証書付与式	第4委員会室 午前10時 第3委員会室 午前10時30分
11月24日 (火) ～ 12月6日 (日)	2 ～ 14		
12月7日 (月)	15	○選挙運動費用収支報告書の提出期限 ○選挙の効力に関する異議の申出期限（※） ○当選の効力に関する異議の申出期限（※）	

※法定期限の14日目が日曜日のため、1日繰り延べられた。